

公益社団法人全国柔道整復学校協会

柔道整復師臨床実習指導者講習会実施要領

1 目的

公益社団法人全国柔道整復学校協会（以下「学校協会」という。）が主催する、柔道整復師臨床実習指導者講習会（以下「講習会」という。）の開催主管の指定及び開催手続き等、並びに受講願書等について定めるものである。

2 開催主管の指定及び開催手続き等について

- （１）開催主管の指定を受け講習会を開催しようとする場合は、開催する２月前までに、様式１の「開催主管の指定及び開催申請書」に、別添１「講習会実施担当者の氏名及び経歴」、講習会実施担当者の柔道整復師免許証及び専科教員認定講習会修了証書の写しを添えて学校協会まで提出すること。

なお、別添２「講習会受講者名簿」は Word（又は Excel 可）で作成のうえ、開催する２週間前までに学校協会宛て電子メール（info@judo-seifuku.or.jp）に添付し提出すること。

- （２）学校協会では、提出された書類の内容を確認したのち、厚生労働省医政局医事課（以下「医事課」という。）に対し「柔道整復師臨床実習指導者講習会の開催指針」（平成２９年３月３１日付け医政発０３３１号第５６号）にのっとりた内容であることの確認依頼を行う。
- （３）医事課から確認終了の連絡を受け次第、学校協会は直ちに開催主幹にその旨連絡を行うと共に、講習会開催の１週間前までには、開催主幹に修了証書を送付する。なお、講習会不参加者及び講習会未修了者に対しては、同証書は不交付とし学校協会に返却する。

3 受講願書等について

- （１）講習会受講の申込書類は、学校協会ＨＰからダウンロードした書式を必ず使用する。コピー及び独自に作成した書式では受付けない。
- （２）受講申込者は、以下の書類を受講料と共に開催主管に提出する。
 - ① 柔道整復師免許証（コピー、Ａ４版に縮小又は拡大する）
 - ② 受講願書（様式２）
 - ③ 受講票（様式３）

- ④ 柔道整復師免許取得後（登録日以降）5 か年以上の勤務内訳表（様式4）
- ⑤ 実務従事証明（様式5）に実務従事証明書（別紙）を糊付
- ⑥ その他証明書等（開設届等）
- ⑧ 写真3枚（縦・横4×3cm以内、正面向き脱帽で6か月以内に撮影したもの）を、受講願書（1枚）、受講票（2枚）にそれぞれ貼付する。

附 則

本要領は、平成二十九年九月十五日より施行する。

附 則

改定後の本要領は、平成三十年二月十六日より施行する。

附 則

改定後の本要領は、平成三十年九月七日より施行する。

附 則

改定後の本要領は、平成三十一年四月一日より施行する。